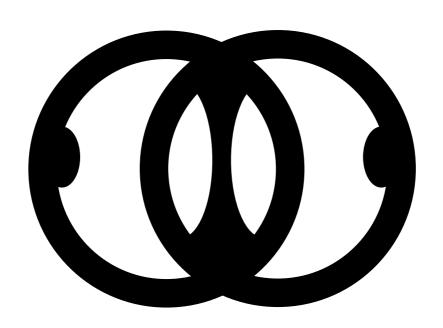
# PTA会則及び選挙細則

和邇小学校PTA個人情報保護方針約款

在学中保存



# 大津市立和邇小学校PTA

【2025年(令和7年)5月作成】

# 大津市立和邇小学校PTA会則

#### 第一章 名称

第1条 本会は、大津市立和邇小学校PTA(以下、「本会」という。)と称し、事務所は大津市立和邇小学校に置く。

#### 第二章 目的

第2条 本会は、会員の資質の向上と家庭・学校・地域社会の連携を密にし、児童の健全育成を目的とする。

# 第三章 方針

第3条 本会は、次の方針をもって活動する。

- I 会員相互の研修および親睦をはかる。
- 2 家庭と学校が協力して教育的環境の整備をはかる。
- 3 その他前条の目的を達成するため必要なこと。

第4条 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の干渉も受けない。

第5条 本会は、学校の団体、人事および管理に干渉せず、また、学校の財産的維持に関して直接の責めを負わない。

## 第四章 会員

第6条 本会は、大津市立和邇小学校に在学する児童の保護者、ならびに本校に勤務する教職員のうち、本会の趣旨に賛同し、加入の意思を示した者を会員とする。退会を希望する会員は随時、別に定める退会届を本会に提出するものとする。

#### 第五章 役員

第7条 本会の役員は、次のとおりとする。

 I 会 長
 I名

 2 副会長
 2名

 3 会 計
 I名

 4 庶 務
 I名

 5 総 務
 若干名

6 特別役員 3名(校長·教頭·教務主任)

7 本会の役員定数は、役員会の議決を経て一時的に変更することができる。

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- Ⅰ 会長は、本会を代表し会議を召集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 会計は、本会の会計を担当する。
- 4 庶務は、本会の事務一般を担当する。
- 5 総務は、第 15 条に定める各部の部長を兼任し、諸行事の運営を担当する。
- 6 特別役員は、随時会議に出席し意見を述べる。

第9条 本会は、会計監査2名をおく。会計監査は、年度末までに監査を行う。 次年度の会長と会計がこれにあたる。

第10条 本会に教師委員若干名をおくことができる。

教師委員は保護者と連絡協調を密にし、家庭・学級各教育の充実に寄与する。

第11条 役員の任期は1ケ年とする。

第12条 会長・副会長・会計・庶務・総務・および地区・教師各委員の選出は、別に定める選挙細則による。

第13条 本会に顧問をおくことができる。

第14条 本会の役員(但し、特別役員は除く)に予算の範囲内で行動費を支給する。 金額は次の通りとする。

役員一律 年額 2,000 円

## 第六章 専門部

第15条 本会は、次の3つの専門部をおく。

- I 研修部
- 2 広報部
- 3 厚生部

第 16 条 各専門部の任務内容は次のとおりとする。

- I 研修部は、児童と会員相互の研修と親睦をはかる。また、学校環境の整備をはかる。
- 2 広報部は、本会の広報活動の充実をはかる。
- 3 厚生部は、ベルマーク活動の推進をはかる。

# 第七章 会議

第17条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1 総会
- 2 執行部会
- 3 役員会

第18条 総会は年 | 回、役員会は必要に応じ開催する。

ただし、会員の3分の1以上、または、特別役員から要求のあった場合は、臨時総会を開かなければならない。 なお、会長が必要と認めた時は開くことができる。

第19条 会議の成立は、各会の構成員の3分の1以上とする。

ただし、総会においては委任状出席をみとめる。決議は、出席者過半数の同意を必要とする。

第 20 条 総会は、会員・教師委員および役員をもって構成する最高決議機関で、任務・構成は次のとおりとする。 この場合、役員は決議権を有しない。

- Ⅰ 会議の審議決定。
- 2 会則および選挙細則の改正。
- 3 予算の審議決定および決算の承認。
- 4 新役員の報告確認。
- 5 その他必要な事項。

第21条 執行部会は会長・副会長・会計・特別役員をもって構成し、任務権限は次のとおりとする。

- I 総会決議に基づく常時会務の運営。
- 2 総会議事・日程の決定。
- 3 各部からの報告と審議。
- 4 専門部・委員会からの報告と審議。
- 5 その他必要な事項。

第22条 役員会は、会長・副会長・会計・庶務・総務・特別役員をもって構成し、任務権限は次のとおりとする。

- I 総会決議に基づく常時会務の運営。
- 2 総会議事・日程の決定。
- 3 役員会からの報告と審議。
- 4 専門部・委員会からの報告と審議。
- 5 その他必要な事項。

第23条 本会は、補佐をおくことができる。補佐は、教師若干名がこれにあたる。

#### 第八章 会計

第24条 本会の経費は、会費・事業収入および寄付金で支弁する。

会費は年度当初に1回徴収する。ただし、年度途中に転入があった場合は転入月より月額計算で徴収する。なお、転出・退会の場合は返金しない。

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

# 第九章 慶弔費

第26条 会員に慶弔があった場合には、次の慶弔費を支給する。

- Ⅰ 会員および本校在籍児童が死亡した時5,000円を支給する。
- 2 その他必要に応じ役員会にて協議する。

#### 第十章 改正

第27条 本会の会則および選挙細則は、総会において委任状出席を含む出席の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

#### 付 則

本会会則は、平成4年5月26日改正施行する。

本会会則は、平成9年10月4日改正施行する。

本会会則は、平成12年5月24日改正施行する。

本会会則は、平成16年10月25日改正施行する。

本会会則は、平成22年5月18日改正施行する。

本会会則は、平成26年5月21日改正施行する。

本会会則は、平成27年5月20日改正施行する。

本会会則は、平成28年5月18日改正施行する。

本会会則は、平成29年5月18日改正施行する。

本会会則は、令和元年5月16日改正施行する。

本会会則は、令和2年5月14日改正施行する。

本会会則は、令和 4 年5月27日改正施行する。 本会会則は、令和 5 年5月18日改正施行する。 本会会則は、令和 7 年5月15日改正施行する。

# 大津市立和邇小学校PTA選挙細則

# 第一章 会長・副会長・会計・庶務・総務の選出

#### (役員の資格)

#### 第1条

立候補及び役員の資格については、全保護者会員が有する。

#### (会長の選出)

#### 第2条

- Ⅰ 会長の選出は、定められた期間内に会員からの複数の立候補があれば、全会員による選挙を行う。ただし、立候補が Ⅰ 名の場合は信任投票によるものとする。
- 2 会長への立候補がない場合は、最高学年全体の選出対象者で会長を選出するものとする。
- 3 免除基準については第7条に別に定める。

#### (副会長・会計・庶務・総務の選出)

#### 第3条

- I 副会長・会計・庶務・総務(以下、他の役員という)の選出については、最高学年全体の選出対象者で選出するものとする。
- 2 会長への立候補があった場合は、他の役員については会長候補者以外の最高学年全体の選出対象者で選出するものとする。
- 3 免除基準については第7条に別に定める

#### (役員の決定)

#### 第4条

- 1 役員の決定は、最高学年全体の選出対象者で選出をもって決定とみなす。
- 2 会長選挙については、立候補が出た場合得票数が同数の場合、抽選により決定する。
- 3 役員の欠員が生じた場合は最高学年全体の選出対象者から選出する。

#### (選挙管理委員会)

# 第5条

- 選挙管理委員会は、役員をもって組織する。
- 2 選挙管理委員長は、役員が兼務する。

#### (選挙管理委員会の任務)

# 第6条

選挙管理委員会は次の選挙事務を行う。

- 1 会長の立候補期間を定め、各会員に公示する。
- 2 会長への立候補がある場合は、投票日を定め、その 2 日前までに候補者の氏名・地区など所要事項を全会員に送付する。
- 3 投開票手続きをし、当選者を決定する。
- 4 開票の結果を当選者及び全会員に通知する。
- 5 選出された役員をとりまとめ、全会員に通知する。

# (本部役員の免除)

#### 第7条

- I 次年度の本部役員免除願い(以下、免除願いという)を現会長に提出することができる。
- 2 免除願いの受付期間は、10月1日から10月末日とする。
- 3 会長は免除願いについての役員会を11月末日までに開催しなければならない。
- 4 役員会は免除願いについて審議し、過半数の賛成を得られなければ原則受理しないものとする。
- 5 役員会が免除願いの受理をしたことをもって次年度の免除を決定するものとする。
- 6 免除願いの効力は1年間とする。
- 7 免除対象は過去に本部役員を経験した会員とする。

#### (役員の解任)

#### 第8条

役員がその職の信用を傷つけ、又は会全体の不名誉となるような行為をした場合、臨時総会において、その出席者の過半数が必要と認めれば、全会員による解職投票を行うことができる。全会員の3分の2以上の賛成により解任されるものとする。

## 第二章 教師委員の選出

#### 第9条

教師委員の選出は、教師全員に一任し、その数は特別委員が会長と協議の上決定する。

#### 付 則

本会細則は、平成2年5月22日改正施行する。

本会細則は、平成4年5月26日改正施行する。

本会細則は、平成9年5月21日改正施行する。

本会細則は、平成10年5月20日改正施行する。

本会細則は、平成12年5月24日改正施行する。

本会細則は、平成16年10月25日改正施行する。

本会細則は、平成19年5月17日改正施行する。

本会細則は、平成20年5月23日改正施行する。

本会細則は、平成21年5月19日改正施行する。

本会細則は、平成22年5月18日改正施行する。

本会細則は、平成29年5月18日改正施行する。

本会細則は、平成30年5月17日改正施行する。 本会細則は、令和元年5月16日改正施行する。

本会細則は、令和2年5月14日改正施行する。

本会細則は、令和4年5月27日改正施行する。

本会細則は、令和5年5月18日改正施行する。

本会細則は、令和6年5月16日改正施行する。

本会細則は、令和7年5月 15日改正施行する。

# PTA 退会届

日

会則第4章第6条条に基づき和邇小学校PTAの退会をこの退会届をもって申し出ます。 なお、退会後はPTA主催事業および支給品について参加した場合、実費の請求を承諾します。

							年	月
氏名(自	署)							
住所								
電話								
-0-0-0								
児童の学級・氏名								
	年	組	児童氏名					
	年	組	児童氏名					
	·							
	年	組	児童氏名					